

2015年5月13日施行  
意匠の国際登録制度  
(ハーグ協定)の概要と  
実務上の留意点について

海外意匠出願・もう一つのルート

東海支部 意匠・商標委員会

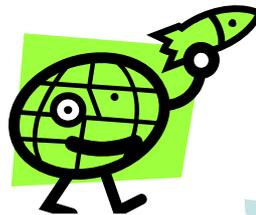
意匠チーム  
2015年3月5日

<ご案内>

このスライドは**2014年10月30日時点**の公開情報に基づき作成しております。  
実務対応においては、最新の情報確認が必要です。

## 本日の予定

1. 協定概要
2. 国際出願
3. 国際事務局審査
4. 国際登録
5. 国際公表
6. 指定国審査
7. 加盟予定国の検討状況と宣言事項
8. 日本企業の活用方法



# 1. 協定概要

3

## 協定概要

海外意匠出願の手續に関する国際条約  
特許:PCT 商標:マドリッド条約プロトコル

WIPO(世界知的所有権機関)管轄

一つの出願により複数の加盟国に出願

日本:加盟のため改正法成立:2015年5月13日施行

4

## 協定の枠組み

### ■ ロンドンアクト(1934年)

→2010年1月1日付けで凍結

### ■ ヘーグアクト(1960年)

### ■ ジュネーブアクト(1999年)

制定趣旨: 実体要件審査国の加盟を促進

### ■ 規則 (Rule)

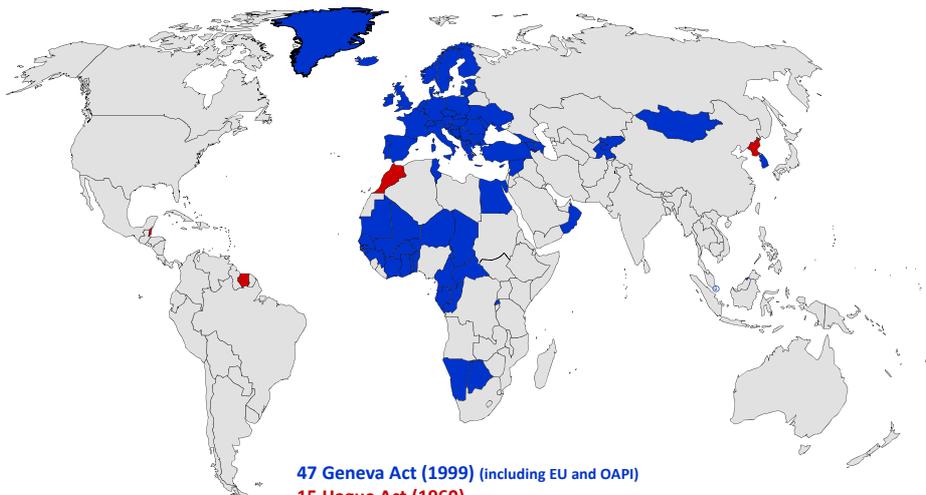
### ■ 実施細則 (Administrative Instruction)

### ● 各締約国の国内意匠法・規則等

協定が優先適用

5

## Hague Union



62 Contracting Parties

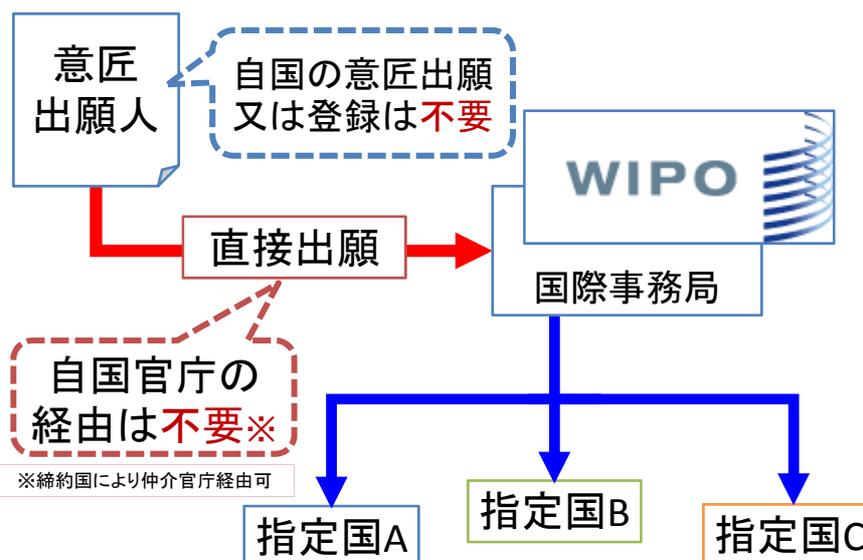
6

## ハーグ協定とマドリッドプロトコルの対比

	ハーグ協定	マドリッドプロトコル
一つの出願で複数国に保護を求める	可	可
通貨の一元化	スイスフラン	スイスフラン
基礎出願・基礎登録の要否	不要	要
自己指定	可	不可
出願書類の提出先	国際事務局	本国官庁を通じて国際事務局
事後指定	不可	可

7

## 基本となる願書の流れ



## 2. 国際出願

9

### 国際出願の必須記載事項

凡例:A=ジュネーブ条約 R=共通規則 I=実施細則

1. 国際登録を求める請求 A5(1)
2. 出願人の情報(同)
3. 1又は2以上の意匠の複製物(図面)(同)
4. 意匠を構成する一若しくは二以上の製品(同)
5. 指定国の表示(同)
6. 所定の手数料(同)
7. 創作者の表示※ A5(2) R11
8. 複製物の説明・意匠の特徴※(同)
9. 請求の範囲※(同)

※:締約国の官庁が審査官庁であり記載の要求をWIPOに通告した場合

10

### 意匠の複製物(図面) R9

1. 複製物の種類:一若しくは二以上の製品の写真又は他の図示の形式

2. 部分意匠出願

意匠保護を求めない形態は、実施細則に定めるように示すことができる

●実施細則 403(権利放棄):複製物に関する簡潔な説明又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明の中で、点線、破線又は色彩を用いて表す。

3. 締約国は、複数の図の要求及びこれらの図を要求する場合を宣言することができる

4. 締約国は、意匠若しくは製品が

①意匠若しくは製品が2次元:1図のみ要求できる

②意匠若しくは製品が3次元:6図まで要求できる

### 複数の意匠 A5(4)

①国際出願は2以上の異なる意匠を含むことができる。

最大100意匠まで R7(3)(v)

②意匠に係る物品は、国際分類の同じクラスに属すること「同じクラス」:ロカルノ分類の同一区分

### 公開の延期(繰り延べ) A5(5)

国際出願は公開延期を求める請求を含むことができる

## ロカルノ分類

### <特徴>

①大きくりな32の区分

②例: 12類; Means of transportation or hoisting = 輸送若しくは巻揚げ手段 → 広範な製品を含む

③32類: Graphic symbols and logos, surface patterns, ornamentation → 現在、日本ではこのような物品特定は認めない

Class 1	FOODSTUFFS
Class 2	ARTICLES OF CLOTHING AND HABERDASHERY
Class 3	TRAVEL GOODS, CASES, PARASOLS AND PERSONAL BELONGINGS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
Class 4	BRUSHWARE
Class 5	TEXTILE PIECEGOODS, ARTIFICIAL AND NATURAL SHEET MATERIAL
Class 6	FURNISHING
Class 7	HOUSEHOLD GOODS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
Class 8	TOOLS AND HARDWARE
Class 9	PACKAGES AND CONTAINERS FOR THE TRANSPORT OR HANDLING OF GOODS
Class 10	CLOCKS AND WATCHES AND OTHER MEASURING INSTRUMENTS, CHECKING AND SIGNALLING INSTRUMENTS
Class 11	ARTICLES OF ADORNMENT
Class 12	MEANS OF TRANSPORT OR HOISTING
Class 13	EQUIPMENT FOR PRODUCTION, DISTRIBUTION OR TRANSFORMATION OF ELECTRICITY
Class 14	RECORDING, COMMUNICATION OR INFORMATION RETRIEVAL EQUIPMENT
Class 15	MACHINES, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
Class 16	PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC AND OPTICAL APPARATUS
Class 17	MUSICAL INSTRUMENTS
Class 18	PRINTING AND OFFICE MACHINERY
Class 19	STATIONERY AND OFFICE EQUIPMENT, ARTISTS' AND TEACHING MATERIALS
Class 20	SALES AND ADVERTISING EQUIPMENT, SIGNS
Class 21	GAMES, TOYS, TENTS AND SPORTS GOODS
Class 22	ARMS, PYROTECHNIC ARTICLES, ARTICLES FOR HUNTING, FISHING AND PEST KILLING
Class 23	FLUID DISTRIBUTION EQUIPMENT, SANITARY, HEATING, VENTILATION AND AIR-CONDITIONING EQUIPMENT, SOLID FUEL
Class 24	MEDICAL AND LABORATORY EQUIPMENT
Class 25	BUILDING UNITS AND CONSTRUCTION ELEMENTS
Class 26	LIGHTING APPARATUS
Class 27	TOBACCO AND SMOKERS' SUPPLIES
Class 28	PHARMACEUTICAL AND COSMETIC PRODUCTS, TOILET ARTICLES AND APPARATUS
Class 29	DEVICES AND EQUIPMENT AGAINST FIRE HAZARDS, FOR ACCIDENT PREVENTION AND FOR RESCUE
Class 30	ARTICLES FOR THE CARE AND HANDLING OF ANIMALS
Class 31	MACHINES AND APPLIANCES FOR PREPARING FOOD OR DRINK, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
Class 32	GRAPHIC SYMBOLS AND LOGOS, SURFACE PATTERNS, ORNAMENTATION

13

<http://www.wipo.int/hague/en/forms/intermediate.html>

WIPO HAHUE The International Design System

Welcome to the E-filing interface for the International Registration of Industrial Designs under the Hague Agreement

**Classified by E-File:**

- International Registration No. DM072190  
Lisens Class 10: Clocks and Watches and Other Measuring Instruments, Checking and Signalling Instruments  
Product Indication: Watch/watches
- International Registration No. DM072296  
Lisens Class 2: Articles of Clothing and Haberdashery  
Product Indication: Shoes
- International Registration No. DM072338  
Lisens Class 12: Means of Transport or Hoisting  
Product Indication: Electric bicycle

WIPOホームページから出願可能

オンライン出願初期画面

出願人入力画面

Registration of Industrial Design

Add Applicant

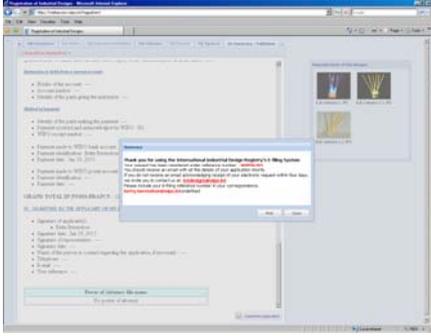
1. Applicant  
Name: \_\_\_\_\_ Telephone: \_\_\_\_\_  
Address: \_\_\_\_\_ Fax: \_\_\_\_\_  
E-mail: \_\_\_\_\_

2. Submitter to be:  
(a) Natural person  
(b) Juridical person  
(c) Not and effective industrial or commercial establishment  
(d) Natural residence

3. Applicant's Contracting Party  
Applicant's Contracting Party: \_\_\_\_\_

14

### オンライン出願完了ページ



79.3

Electronic filing share (%)

オンライン

紙出願

出典: WIPO 2012  
Hague Yearly Review

### オフライン用願書

DM/1(E)

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

Est. use by the applicant      Est. use by the International Bureau

This international application contains the following number of continuation sheets: \_\_\_\_\_

Reference: \_\_\_\_\_      Registration No.: \_\_\_\_\_      Filing date: \_\_\_\_\_      Color:

**1 APPLICANT**

(a) Name: \_\_\_\_\_

(b) Address: \_\_\_\_\_

(c) Telephone: \_\_\_\_\_      Fax: \_\_\_\_\_

E-mail address: \_\_\_\_\_

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

**2 ADDRESS FOR CORRESPONDENCE**

Where there are several applicants with different addresses and no representative is appointed, an address for correspondence must be indicated. Where no such address has been indicated, the address of the person named above shall be treated as the address for correspondence. If there is only one applicant and no representative is appointed, this item should be completed only if the address for correspondence is different from the address given in item 1(b).

Address for correspondence: \_\_\_\_\_

**3 ENTITLEMENT TO FILE**

(With respect to each of the entitlement criteria (a) to (f) below, indicate the corresponding Contracting Party or Parties. If any item is not applicable, write "None". A list of the Contracting Parties bound by the 1999 Act and by the 1962 Act is attached to the present form. Under item (d), only a Contracting Party bound by the 1999 Act may be indicated. Where entitlement is derived from a connection with a Contracting Party that is a member State of an intergovernmental organization (European Union or African Intellectual Property Organisation (OAPI), both that member State and that intergovernmental organization should be indicated (such as "France, European Union") with respect to any of the corresponding criteria, where entitlement is derived from a connection with a member State of an intergovernmental organization that is not a Contracting Party, only that intergovernmental organization should be indicated.)

(a) Nationality: \_\_\_\_\_

(b) Domicile: \_\_\_\_\_

(c) Real and effective industrial or commercial establishment: \_\_\_\_\_

(d) Habitual residence: \_\_\_\_\_

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

**4 APPLICANT'S CONTRACTING PARTY (where the 1999 Act applies)**

Indicate the Contracting Party or one of the Contracting Parties, bound by the 1999 Act and mentioned in item 3, that is to be considered as the applicant's Contracting Party.

Applicant's Contracting Party: \_\_\_\_\_

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

DM/1(E) - April 30, 2013

## 出願登録費用 A7 R12

(為替レート: スイスフラン= ¥ 125)

基本手数料

公開手数料

所定指定手数料

又は

個別指定手数料

実体的要件の審査官庁

一意匠目: ¥49,625

二意匠目以降: ¥2,375/意匠

図面毎: ¥2,125

■レベル1: 実体審査を行わない締約国  
一意匠目: ¥5,250 二意匠目: ¥250

■レベル2: 新規性以外の実体審査を行う締約国  
一意匠目: ¥7,500 二意匠目: ¥2,500

■レベル3: 職権により又は第三者による異議申立により新規性等の実体審査を行う締約国  
一意匠目: ¥11,250 二意匠目: ¥6,250

16

## 料金体系 (為替レート: スイスフラン=¥125)

料金種別	単位	スイスフラン	日本円相当額
基本手数料	1意匠	397	49,625
	追加意匠ごと	19	2,375
公開手数料	複製物(図面)ごと: 複製物が電子情報の場合	17	2,125
	複製物(図面)ごと: 複製物が紙出願の場合	150	18,750
追加手数料	意匠に関する説明が100単語を超える場合の一単語ごと	2	250
標準指定手数料	レベル1: 1意匠	42	5,250
	レベル1: 追加意匠ごと	2	250
	レベル2: 1意匠	60	7,500
	レベル2: 追加意匠ごと	20	2,500
	レベル3: 1意匠	90	11,250
	レベル3: 追加意匠ごと	50	6,250
個別指定手数料	締約国毎に規定		

17

## ハーグ協定と直接出願の料金比較

出願国	直接出願	円換算	ハーグ協定	円換算	差額
基本料金	—	—	397	49,625	—
OHIM	350ユーロ	46,900	67	8,375	—
シンガポール	250S\$	22,000	42	5,250	—
トルコ	190トルコリラ	9,120	42	5,250	—
公開費用	—	—	102	12,750	—
合計	—	78,020	650	81,250	3,230

条件: 一意匠を6図面で出願し、国内外代理人に委任しない。年金: 5年分を納付

(為替レート: スイスフラン=¥125, ユーロ=¥134, シンガポールドル=¥88, トルコリラ=¥48)

18

## 日本での権利化に係る費用の比較

	日本特許庁に対する直接 出願	国際出願による自己指定
出願費用・基本手数料	16,000	49,625
公開費用	—	12,750
登録費用・個別手数料	59,300	59,300
合計	75,300	121,675

条件：一意匠を6図面で出願し、国内外代理人に委任しない。年金：5年分を納付

19

## 3. 国際事務局審査

20

■国際事務局は**国際出願日認定可否の審査**を行う(A8 A9 R14)  
 ⇒国際出願日の認定は**国際登録の成立に直結するため**  
 (A10)、国際事務局の審査は重要

国際出願の出願日の特定 A9

- ①国際事務局に直接出願: 国際出願を**受領した日**
- ②仲介官庁(※)経由の直接出願: ※仲介官庁: 国際出願を国際事務局へ転送する業務を行う官庁  
 : 国際出願を**受領した日**
- ③国際事務局による受理の日に、国際出願が**国際出願日の延期を伴う不備**を有する場合: **不備の補正を受理した日**

21

出願の不備

- 国際出願の不備→二種類の「不備」がある
- 国際出願日が**延期とならない不備**(A8 R14(1))
- 国際出願日が**延期となる不備**(A9(3) R14(2))

国際出願日が**延期となる不備**(R14(2))

ア) 国際出願が所定言語(英・仏・西)で作成せず(同(a))  
 イ) 次のいずれかの要素が国際出願に不足する(同(b))

- ①ハーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際登録を求める旨の明示又は暗黙の表示
- ②出願人の同一性を確認できる表示
- ③出願人又は代理人と連絡を取ることが十分にできる表示
- ④意匠の複製物又は見本
- ⑤少なくとも一の締約国の指定

■国際出願日の認定: 国際事務局による補正の受理の日(R14(2))

22

## 4. 国際登録

23

### 国際出願の登録 A10

#### ■ 国際登録の成立 (A10(1))

- ① 国際事務局は国際出願を受理し、方式審査を行った後、若しくは、補正を受領した後、**直ちに意匠を登録する**
- ② 前記の登録は国際公開の延期(繰り延べ)(A11)が行われているか否かを問わず行う

#### ■ 国際登録日の特定 (A10(2))

- ① 国際出願の出願日が国際登録日となる
- ② 締約国が求める追加情報(A5(2))に不備があり、その後不備が補正された場合: 不備の補正を受理した日等 → **不備のない締約国の国際登録日も遅れることに注意**

但し

- 直ちに意匠は原則公表しない
- 直ちに各国審査は開始しない

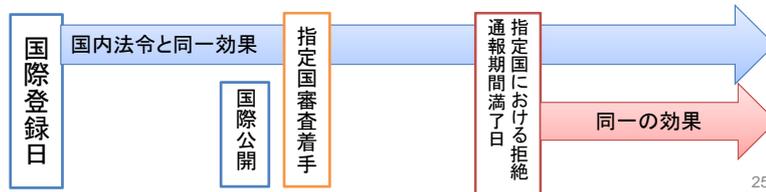
4

国際登録の効果 A14

■国際登録は、**国際登録日から**指定国において、指定国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と、少なくとも同一の効果を有する(A14(1))

■国際登録の効果の拒絶:各指定国は、国際公表の日から定められた拒絶の通報期間内であれば国際登録の効果を拒絶できる。  
 ⇒拒絶の通報期間内に拒絶通報を行わない場合、**遅くとも拒絶通報期間の満了日から**、また、拒絶通報がなされた後それが取り下げられた場合にはその**取下げの日**から、国内法令に基づく意匠保護と同一の保護を与える(A14(2))

国際登録の効果を拒絶する制度の指定国



国際登録の保護期間 A17

1.原則: **国際登録の日から起算して15年間**

■例外:締約国の国内法令が15年を超える保護期間を定める→国内法令の定める期間とする  
 例:欧州共同体登録意匠 出願から最長25年

2.更新制

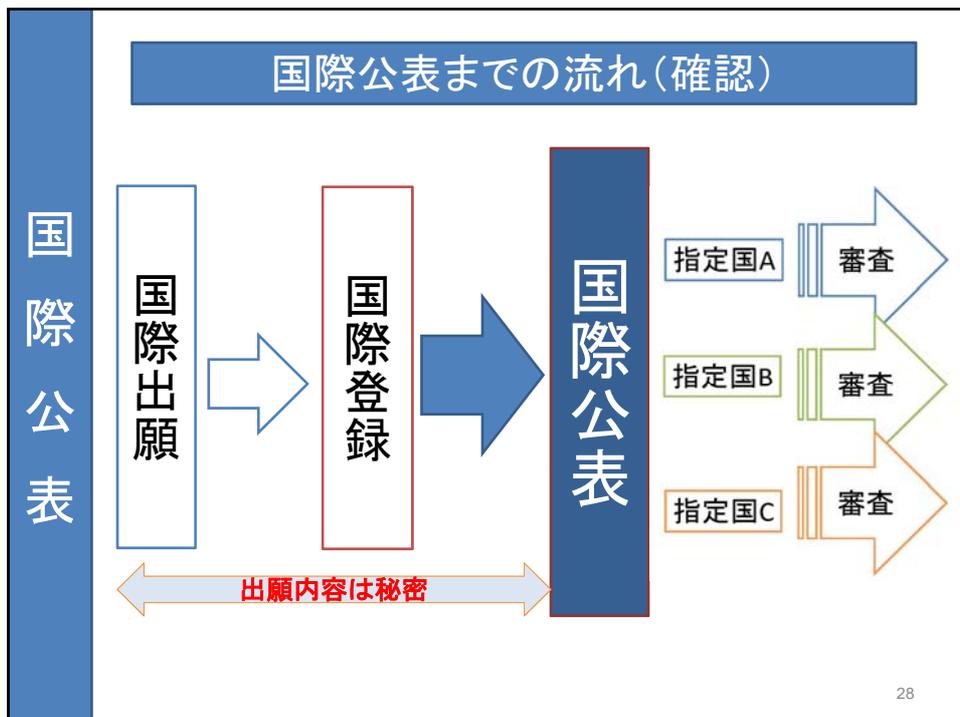
- ・初期保護期間:国際登録日から**5年間**
- ・国際登録日から**5年毎の年金制**

3.一括更新

すべての指定国若しくは一部の指定国について行うことができる

## 5. 国際公表

27



### International Designs Bulletin

(as from issue No. 2012/01 onwards)

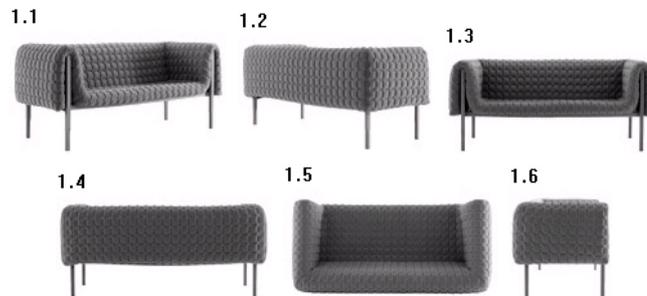
The WIPO International Designs Bulletin is the official publication of the Hague System. It contains data regarding new International registrations, renewals, and modifications affecting existing international registrations.

<b>Publication</b>	Year <input type="text" value="2013"/>	Bulletin No. <input type="text" value="33"/>	Publication date <input type="text" value="23 08 2013"/>
<b>Recording Type</b>	<input type="text" value="Registrations (1999 and 1999 Amv)"/>		
<b>Query</b>	ANDNOT <input type="text"/>	Registration Number <input type="text" value="国際登録番号"/>	= <input type="text"/>
	AND <input type="text"/>	International Registration Date <input type="text" value="国際登録日"/>	= <input type="text"/>
	AND <input type="text"/>	Priority Data <input type="text"/>	= <input type="text"/>
	AND <input type="text"/>	Locarno Classification <input type="text" value="ロカルノ区分"/>	= <input type="text"/>
	AND <input type="text"/>	Indication of Products <input type="text" value="製品名"/>	= <input type="text"/>
	AND <input type="text"/>	Holder <input type="text" value="権利者名"/>	= <input type="text"/>
	AND <input type="text"/>	Designated Contracting Parties <input type="text"/>	= <input type="text"/>
<input type="button" value="Submit"/>			

29

## 国際意匠公報(例1)

(11) DM/072888 (15) 22.12.2009  
 (22) 22.12.2009 (73) ROSET S.A., Briord, F-01470 Serrières-de-Briord (FR) (86) (87) (88) (85)  
 FR (89) FR (74) CABINET GERMAIN & MAUREAU 12 rue Boileau, F-69006 LYON (FR) (28) 4  
 (51) Cl. 06-01 (54) 1.-3. Sofas; 4. Chair / 1.-3. Canapés; 4. Chaise (81) I. AN, ID, TN. II. MA,  
 MC. III. CH, EM, LI, SG, TR



11: 国際登録番号 15: 国際登録日 73: 権利者名/住所 74: 代理人名/住所  
 51: ロカルノ区分 54: 製品の表示 81: 指定国

30

## 国際意匠公報(例2)

(11) DM/072794 (15) 21.12.2009  
 (22) 21.12.2009 (73) ETA SA MANUFACTURE HORLOGERE SUISSE, CH-2540 GRENCHEN  
 (CH) (86) (87) (88) (85) CH (89) CH (74) THE SWATCH GROUP SA (THE SWATCH GROUP  
 AG) (THE SWATCH GROUP LTD.) Faubourg du Lac 6, CH-2501 Bienne (CH) (72) 1), 8), 9);  
 Philippe MOSER, 56, Avenue Lignon, CH-1256 GENEVE; 2), 4), 6); Michaela KOCH, Albrecht-  
 Achilles-Strasse 2, DE-10709 BERLIN; 5), 10); Katia DE CONTI, 48, avenue de THONEX, CH-  
 1226 THONEX; 7) Veronique STOLL, Chemin de la Marnière 14A, CH-2504 BIEL/BIENNE; 11)  
 Robin NYFELER : Sur Savagnier 57, CH-2067 CHAUMONT (28) 11 (51) Cl. 10-02 (54) 1.-11.  
 Montres-bracelets / 1.-11. Wristwatches (81) I. AN, ID, TN. II. BZ, MA, MC, ME. III. AL, AM,  
 CH, EM, GE, HR, KG, LI, MD, MK, MN, OM, SG, TR, UA

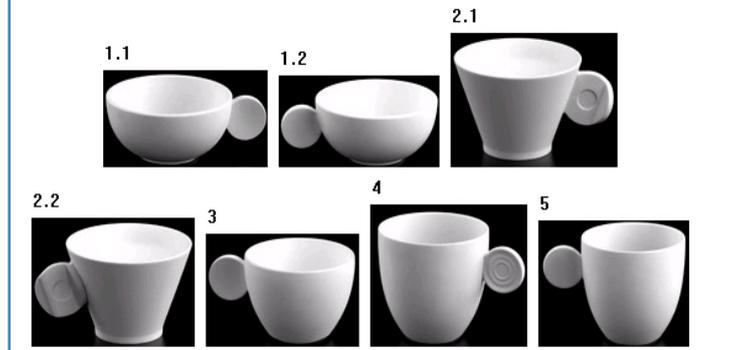


11: 国際登録番号  
 15: 国際登録日  
 73: 権利者名/住所  
 74: 代理人名/住所  
 51: ロカルノ区分  
 54: 製品の表示  
 81: 指定国

31

## 国際意匠公報(例3)

(11) DM/073972 (15) 20.07.2010  
 (22) 20.07.2010 (73) PORZELLANFABRIKEN CHRISTIAN SELTMANN GMBH, Christian-  
 Seltmann-Strasse 59-67, 92637 Weiden (DE) (86) (87) (88) (85) DE,EM (89) EM (28) 9 (51) Cl.  
 07-01 (54) 1.-5. Cups; 6.-9. Saucers / 1.-5. Tasses; 6.-9. Soucoupes / 1.-5. Tazas; 6.-9.  
 Platillos para tazas (81) III. CH



11: 国際登録番号 15: 国際登録日 73: 権利者名/住所 74: 代理人名/住所  
 51: ロカルノ区分 54: 製品の表示 81: 指定国

32



国際公表 A10(3)

国際  
公表

- **国際事務局が国際公表を行う(A10(3)(a))**  
 WIPO HP: International Design Bulletin
- **国際公表はすべての締約国において十分な公開とみなされ、締約国は名義人に対しそれ以外の公開を要求できない(同)**
- **国際事務局は、国際公表の写を各指定官庁に送付する(同(b))**
- **国際事務局は国際公表まで、国際出願若しくは国際登録の内容を秘密に維持する(A10(4))**

## 国際公表のタイミング



●原則: 6ヶ月

- 個別の請求により、即時公表も可能
- 個別の請求により、公表繰延べも可能(指定国が認める場合)

ただし、繰り延べは指定締約国の中で最も短い繰り延べ期間を採用している国に合わせて行われる

35

### 国際公表の時期と公開延期(繰り延べ) A11

■ケース1: 出願人が公表を請求した場合

→国際登録後直ちに公表 (R17(1)(i) 及び願書13項目)

\*\*\*\*\*

●国際公表の延期(繰延)制度 (A11 R16)

- ①趣旨: 出願人が国際公表の時期を調整可能とする
- ②延期最長期間: 国際出願日若しくは優先日から30か月 (R16(1)(a))
- ③延期期間中でもすべての若しくは一部の意匠の公表を請求できる (R11(4)(a))

■ケース2: 出願人が公表延期を請求した場合であり、延期を請求したすべての指定国が同一の延期期間を認めている場合

→請求した延期期間が満了した日又は満了したとみなされた日の後直ちに公表 (R17(1)(ii))

国際公表の時期と公表延期（繰り延べ） A11

■ケース3: 出願人が公表の延期を請求した場合であり、延期を請求した複数の指定国毎に認める延期期間が異なる場合  
 →もっとも短い延期期間の満了後直ちに公開 (A11(2)(ii))

例: 指定国名: 公表に関する宣言内容  
 シンガポール: 公表の延期を認めない。デンマーク: 6か月の公表延期を認める。エストニア: 12か月の公表延期を認める

パターン1: 指定国をシンガポール、デンマーク、エストニアとし、12か月の国際公表延期を請求

国際公表の延期はできない(A11(3)(i))

パターン2: 指定国をデンマーク、エストニアとし、12か月の国際公表延期を請求

国際公表の延期は6か月間可能(A11(2)(ii))

■ケース4: ケース1から3のいずれにも該当しない場合  
 →国際登録日から6か月後に国際公表 (R17(1)(iii))

願書において、公表延期に関する注意喚起の記載がある

**13** PUBLICATION OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION

(a) If the reproductions, or some of the reproductions, are in color, they will be published in color.

If the applicant requests the publication of the reproductions in black and white despite the fact that they are presented in color, check this box

(b) Timing of publication (publication will take place six months after the date of the international registration requests one of the options below):

(i) The applicant requests the immediate publication of the international registration

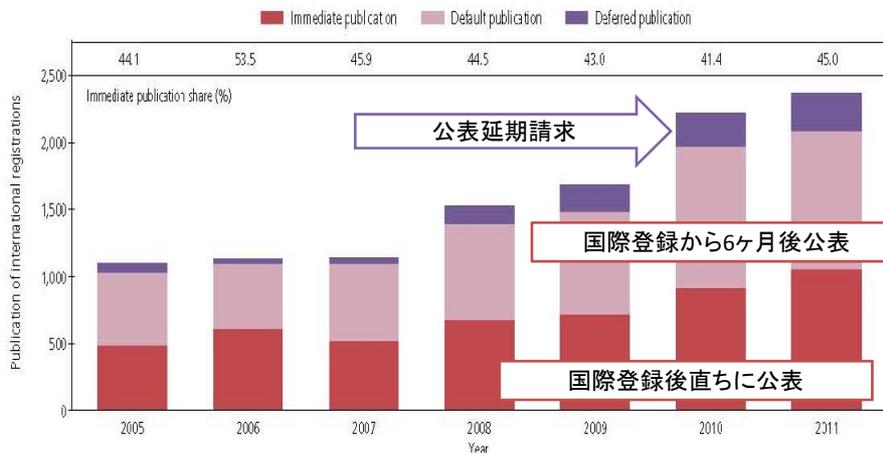
(ii) The applicant requests a deferment of publication

• Period of deferment requested (in months): .....

**Warning:**  
 The period of deferment of publication cannot exceed 30 months counted from the date of the international application, or if priority is claimed, from the priority date. However:

- > if Iceland, Poland or Singapore is designated, or if Hungary, Monaco or Ukraine is designated under the 1999 Act, the applicant may NOT request deferment of publication;
- > if Denmark, Finland or Norway is designated, the period of deferment cannot exceed 6 months;
- > if a Contracting Party is designated under the 1960 Act, or if Croatia, Estonia, OAPI, Slovenia or the Syrian Arab Republic is designated, the period of deferment cannot exceed 12 months.

## 国際公表 延期(繰延) 主要統計



出典: WIPO 2012 Hague Yearly Review

39

## 6. 指定国審査

40

**指定国官庁の拒絶通報 A12 R18**

**指定国審査**

1. 国際登録の効果を拒絶できる場合  
**国際登録の意匠**が、指定国の国内法令の保護条件を満たしていない国際登録 (A12(1)前段)
2. 国際登録の効果を拒絶できない場合  
**国際出願の形式若しくは内容に関する条件**が、指定国の国内法令を満たしていない国際登録 (A12(1)後段)  
 国際登録の効果を拒絶できない例: 国際登録は一図のみが特定する三次元物品の意匠であるが、指定国の国内法令が六図を求めている場合

→ 指定国官庁は、①所定の期間内に、  
 ②国際登録の拒絶 を国際事務局に通報する  
 (拒絶通報) (A12(2))

41

**指定国審査**

①所定の期間

ア) 拒絶通報期間: 国際公表から**6か月** (R18(1)(a))  
 イ) 審査官庁若しくは異議申立制度をもつ指定国官庁:  
**12か月**に変更可能 (R18(1)(b))  
 ● 12か月に変更した場合、国際登録の効果発生時期を、通報期間の12か月経過後若しくはその後6か月を超えないとできる (R18(1)(c)(i))

②国際登録の拒絶(拒絶通報)

42

イ) 拒絶通知の内容: 次の情報を含むものとする (R18(2)(b))

④ 拒絶理由が先の国内登録等と類似する関係にある場合、登録番号、先の意匠の複製物の写等 (同iv)

R18(5)

国際事務局は、R18(2)に基づいた通知を、それが拒絶通知の場合は、国際事務局への送付日付の表示とともに、国際登録簿に記録する

R32(1)(iv)

何人も、国際登録簿又は国際登録のファイルの内容について記載された情報を、手数料の支払いを条件に、国際事務局から入手できる

競合企業が登録拒絶の理由となった先行意匠の情報を入手でき、意匠権抵触回避のヒント、若しくは、権利行使のきっかけを与える

43

③ 拒絶の取り下げの通報

指定国の官庁は、拒絶の通報を行った意匠について、後に拒絶の理由が解消した場合には、WIPO国際事務局に対して拒絶の取下げの通報を行う。

④ 保護認容声明

ア) 原則任意

イ) 但し、拒絶通報後、拒絶理由が撤回し保護認容となった場合は、出願の補正内容を国際事務局に通報する義務がある。

44

## 7. 加盟予定国の検討状況と宣言事項

45

### 加盟予定国の検討状況と宣言事項

#### <宣言事項>

ハーグ協定ジュネーブアクトの締約国は、国際事務局長に対し、ハーグ協定ジュネーブアクト及び規則で定められた所定の宣言を行うことで、締約国を指定する国際出願について、締約国の法令に合わせた手続要件を課すこと等が可能である。

→自国について、ハーグ協定の基本ルールとは異なる運用を行うことができる。

46

締約国の法令において、一出願に複数の意匠を含めることを禁止している場合、当該締約国は、本規定にかかる宣言をすることができる。

＜本宣言を行っている国・地域＞

シンガポール、ルーマニア、韓国、エストニア、リトアニア、シリア・アラブ共和国

Cf. 米国・中国も宣言予定

公開繰延べ期間の最長期間に関し、出願人は、宣言において定められた30月未満の最長繰延べ期間内で、公開繰延べの請求をすることができる。

＜本宣言を行っている国・地域と期間＞

デンマーク(6)、ノルウェー(6)、フィンランド(6)、OAPI(12)、エストニア(12)、クロアチア(12)、セルビア(12)、シリアアラブ共和国(12) (かっこ内は最長繰延べ期間)

締約国の法令において公開繰延べを認めていない場合、本規定にかかる宣言を行うことにより、出願人は国際登録の公開繰延べを申請することができなくなる。

＜本宣言を行っている国・地域＞

アイスランド、モナコ、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ、シンガポール

Cf. 米国・中国も宣言予定

実体審査国及び政府間機関に限り、本規定にかかる宣言を行うことにより、12か月とすることができる。

＜本宣言を行っている国・地域＞

スペイン、トルコ、フィンランド、アイスランド、キルギス、リトアニア、モルドバ共和国、ルーマニア、シンガポール、シリア・アラブ共和国、韓国

Cf. 米国・中国・日本も宣言予定

## 日本の主な留保事項

- 実体審査制度 (Article 4 (1)(b))
- 個別手数料 (Article 7 (2))
- 特定の図の提出要求 (Rule 9 (3)(a))
- 拒絶通報期間の12ヶ月への延長 (Rule 19 (1)(b))
- 権利保護期間を20年とする (Article 17(3)(c), Rule 36(2))

51

## 加盟予定国情報

ハーグ協定ジュネーブアクト 15周年記念シンポジウム(2014/6/9WIPO本部)より

52

## 政府代表プレゼン: 中国

### ■宣言予定事項

- ①意匠の特徴的な内容記載の要求 Art 5(2)(b)(ii)  
[国内法規則28] 出願日認定条件
- ②個別指定料の徴収 Art 7(2)
- ③国際公表の繰延請求 (deferment) 不可 Art 11(1)(b)
- ④一出願一意匠の原則維持 Art 13(1)  
例外:  
あ) 同一商品に関する複数の類似する意匠 (10意匠を超えないこと)  
い) 同一ロカルノクラスに属する物品に組み込む複数の意匠
- ⑤国際登録の譲渡は“個別証明書”が必要 Art 16(2)

53

## 政府代表プレゼン: 中国

### ■宣言予定事項

- ⑥意匠が三次元形態であり、意匠の不可欠な形態が六面に現れている場合は、六面図の提出が必要である。意匠の不可欠な形状が一若しくはいくつかの形態に現れている場合は、これらの図と斜視図が必須  
Rule 9(3)(a)
- ⑦拒絶通報の通知期限は12ヶ月 Rule 18(1)(b)
- ⑧拒絶通報の通知を発送しない場合は、保護認容声明を発送 Rule 18bis(1)

54

## 政府代表プレゼン:ロシア

■2014年末まで:必要な書面の準備を行う

■宣言事項

- ①創作者名称記載の要求 Art 5(2)(b)(i)
- ②意匠の特徴記載の要求 Art 5(2)(b)(ii)
- ③個別指定料の賦課 Art 7(2)
- ④国際公表の繰延請求:30ヶ月以下を容認 Art 11(1)
- ⑤独自の単一性要求 Art 13(1)

55

## 政府代表プレゼン:ロシア

■宣言事項

- ⑥国際登録の譲渡は“個別証明書”が必要 Art 16(2)
- ⑦特別の図面の要求 Rule 9(3)(a)
- ⑧拒絶通報期限は12ヶ月 Rule 18(1)(c)(i)
- ⑨権利保護期間は国内法と同じ Art 4(2)

56

## 政府代表プレゼン:韓国

■2014年07月01日 受付開始

### ■宣言事項

- ①個別指定料の賦課 Art 7(2) 審査分類のみ(2,5,19以外)
- ②国際登録の譲渡:“個別証明書”が必要 Art 16(2)
- ③特別の図面の要求:組物とタイプフェイス Rule 9(3)(a)
- ④拒絶通報期限 Rule 18(1)(c)(i)
  - ・審査分野(2,5,19区分以外):12ヶ月
  - ・無審査分野(2,5,19区分):6ヶ月
- ⑤権利保護期間は国内法と同じ最長20年 Art 17(3)(c)

57

## 政府代表プレゼン:アメリカ

### ■進捗状況

日本と同様、アメリカが、2月13日に加入書を国際事務局に寄託→2015年5月13日以降、ハーグ協定ジュネーブアクトによる国際意匠出願が可能。

### ■宣言事項

- ①クレーム記載の要求 Art 5(2)(a) Rule 11(3)
- ②個別手数料の二段階納付 Art 7(2) Rule 12(3)
- ③国際公表の繰延請求不可 Art 11(1)(b)
- ④意匠の単一性:一の独立した明瞭な意匠 Art 13(1)

58

## 政府代表プレゼン:アメリカ

### ■宣言事項

- ⑤国際登録の譲渡は“個別証明書”が必要 Art 16(2)
- ⑥権利保護期間は国内法と同じ15年 Art 17(3)(c)
- ⑦意匠創作者の情報を要求 Rule 8
- ⑧USPTOが国際出願を受理した場合、6ヶ月以内(通常1月以内)に国際事務局に送付すれば受理日が国際出願になる Rule 13(4)
- ⑨拒絶通報期限:12ヶ月 Rule 18(1)(b)

59

## 8. 日本企業の活用方法

60

## 日本企業の活用方法

### ●1 自国指定

※国際公表、拒絶通報内容の開示、5年毎更新制等に注意

### ●2 日本は直接、海外はハーグ

※優先権を主張しハーグ協定出願

※審査主義国日本の登録査定の効果:登録の有効性の推認

### ●3 包装・パッケージなど商標登録の代替手段

61

ご清聴ありがとうございました。

東海支部 意匠・商標委員会  
意匠チーム  
2015年3月5日

62

# 商標審査基準改訂の 概要と出願時の注意点

平成27年3月5日  
日本弁理士会東海支部意匠商標委員会

## 新しいタイプの商標

商標の奥行きが広くなり、  
CM広告を含めたブランディング活動が可能に！

追加された新商標：動き商標・色彩のみからなる商標・ホログラム商標・音商標・位置商標

※匂い商標、触感商標、味商標は、今後の課題として見送られた。

- ①動き商標  
→文字や図形などが時間の経過に伴って変化(移動)する商標  
※文字図形等そのものが変化する場合と、文字図形等は変化しないが商標記載欄において動く場合の双方が考えられる。
- ②色彩のみからなる商標→単色又は複数の色彩の組み合わせからなる商標(輪郭のない商標で従来から保護されていた「図形等と色彩が結合した商標」とは異なる。)
- ③ホログラム商標  
→文字や図形などが、ホログラフィーその他の方法により変化(移動)する商標
- ④音商標  
→音楽や音声などからなる商標であり聴覚で認識される商標
- ⑤位置商標  
→図形などの商標であって商品などに付す位置が特定されるもの

特に、「動き商標」と「音商標」は相当数の出願が予想される。

## 商標の定義

### 改正商標法第2条第1項

この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であって、次に掲げるものをいう。

- ・標章の構成要素として、「色彩」と「音」が追加された。
- ・「動き」「ホログラム」「位置」そのものは、標章の構成要素とはされていない。
- ・新しいタイプの商標を出願する際には、その意思表示として、願書に、【動き商標】【ホログラム商標】【色彩のみからなる商標】【音商標】又は【位置商標】と記載する必要がある。（改正商標法第5条第2項）

商標法第5条2項：次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

同項第1号：商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が**変化するものであって、その変化の前後にわたる**その文字、図形、記号、立体的形状又は色彩又はこれらの結合からなる商標 ※動き商標、ホログラム商標

同項第2号：立体的形状（省略）からなる商標（前号に掲げるものを除く。）※立体商標

同項第3号：色彩のみからなる商標（1号に掲げるものを除く。）※色彩のみからなる商標

同項第4号：音からなる商標 ※音商標

同項第5号：前各号に掲げるもののほか、**経済産業省令で定める商標**

※商標法施行規則第4条の7で、「経済産業省令で定める商標」とは「位置商標」であることが規定

65

## 願書の記載事項

新商標	願書			
	商標タイプの記載	商標記載欄	商標の詳細な説明	物件
動き商標	要	要	要	不可
色彩のみからなる商標	要	要	要	不可
ホログラム商標	要	要	要	不可
位置商標	要	要	要	不可
音商標	要	要	任意	要 (音源データ)

商標出願や登録の印紙代は変更なし

66

## 新しいタイプの商標の出願方法～出願の基本様式～

【書類名】商標登録願

【整理番号】

【提出日】平成27年4月1日

【あて先】特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】

音商標の場合は、文字又は五線譜等により記載する。

【〇〇商標】

【商標の詳細な説明】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品(指定役務)】

【商標登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

音商標については、商標法第5条第4項の物件として、その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付する。オンライン出願の場合は、「手続補足書」を3日以内に提出する。

## 願書への記載事項① 動き商標

～パターン1～ 標章が変化せずに移動する

【商標登録を受けようとする商標】



このテキストで用いる画像等は主に『商標審査基準説明会テキスト』と2月25日に特許庁ホームページで公表された『新しいタイプの商標の出願方法』から抜粋しています。

- ① 標章の構成要素(鳥)
- ② 構成要素の詳細な動き
- ③ 動き全体にかかる時間(秒数)
- ④ 破線等が標章の構成要素ではない

【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す動き商標である。鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

物件を提出できないので、商標の詳細な説明が重要になるが、登録商標の範囲はあくまで商標記載欄の記載により確定する。「動き」と「音」の組み合わせ商標は認められない。

## 願書への記載事項① 動き商標

～パターン2～構成要素が動きながら移動する・・・商標記載欄における図形等の位置に意味を持たせている  
【商標登録を受けようとする商標】



### 【動き商標】

#### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す5枚の図からなる動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。鳥が、図1では、翼を閉じて、左下に位置する様子を表し、図2は翼を上げ、図3は翼を下げ、図4は翼を上げ、図5は翼を下げ、図2から図5にかけて、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

## 願書への記載事項② 色彩のみからなる商標

### ①単色の場合

【商標登録を受けようとする商標】



色見本帳の場合、  
パントンやDICなど

### 【色彩のみからなる商標】

#### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、赤色(パントン色番号〇〇番)のみからなるものである。

### ②複数の色彩の組み合わせの場合

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】の欄には、色彩を特定するための色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方(色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等)等について記載する。

### 【色彩のみからなる商標】

#### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ: R 2 5 5, G 0, B 0)、青色(RGBの組合せ: R 0, G 0, B 2 5 5)、黄色(RGBの組合せ: R 2 5 5, G 2 5 5, B 0)、緑色(RGBの組合せ: R 2 5 5, G 1 2 8, B 0)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

### ③商品等の色彩の位置に限定がある場合(色彩のみからなる商標)

【商標登録を受けようとする商標】



柄の部分を実線で囲むと「位置商標」と認識される

【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、包丁の柄の部分を実線(DIC色番号〇〇番)とする構成からなる。なお、包丁の柄の部分の破線及び包丁の刃の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】包丁

【商標登録を受けようとする商標】



位置が特定されても、その位置は考慮されず、色彩が商標登録の要件を満たすかどうか判断される

【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分を実線(DIC色番号〇〇番)とする構成からなる。なお、ゴルフクラブ用バッグの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

弁理士会東海支部意匠商標委員会 71

## 願書への記載事項③ ホログラム商標

【商標登録を受けようとする商標】



①ホログラフィーその他の方法による視覚効果の具体的説明、  
②ホログラム商標を構成する標章(文字、図形等)の説明、  
③図を表す番号が標章の構成要素ではない

【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、見る角度により表示される内容が変わるホログラム商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。左側から見た場合には、図の1に示すとおり、正面から見た場合には、図の2に示すとおり、右側から見た場合には、図の3に示すとおりである。

ホログラフィーその他の方法による視覚効果の具体的説明の例  
1) 立体的に描写する効果を持たせたもの  
2) 光の反射により輝いて見える効果を持たせたもの  
3) 見る角度により別の図形や文字が表示される効果を持たせたもの

弁理士会東海支部意匠商標委員会

72

## 願書への記載事項④ 位置商標

### 【商標登録を受けようとする商標】



#### 【位置商標】

##### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された図形からなる。なお、包丁の刃及び柄の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】包丁

～参考用～ ※商標審査基準説明会テキストに掲載されていた例

【商標登録を受けようとする商標】 ←柄の部分を実線で囲まないと「色彩のみからなる商標」と認識される



#### 【位置商標】

##### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

## 願書への記載事項④ 位置商標

### 【商標登録を受けようとする商標】



#### 【位置商標】

##### 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。なお、ゴルフクラブ用バッグの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

### 願書への記載事項⑤

## 音商標 (物件 (音声データ) が必要)

#### 【商標登録を受けようとする商標】

本商標は、「パンパン」と2回手をたたき音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。

商標記載欄に、「文字」または「五線譜」又はこの組み合わせで記載する。

#### 【音商標】 (略)

#### 【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

①音の種類(擬音語や擬態語等)  
②音の長さ(時間) ③音の回数  
④音の順番 ⑤音の変化 など、  
【商標の詳細な説明】に記載する  
ような内容

#### 【商標登録を受けようとする商標】



五線譜への記載事項:  
①音符 ②音部記号 (ト音記号等) ③テンポ (メトロノーム記号や速度標語) ④拍子記号 (4分の4拍子等)  
⑤言語的要素 (歌詞等が含まれるとき)

#### 【音商標】 (略)

#### 【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

【音商標】の記載を忘れると、通常の文字商標や図形商標とされてしまうかもしれないので注意する。

### 願書への記載事項⑤

## 音商標 (物件 (音声データ) が必要)

「音商標」を出願する場合には、商標登録を受けようとする商標を記録した以下の物件 (光ディスク) の提出が必須

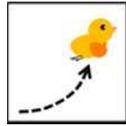
#### <光ディスクの提出に関する注意事項>

- ①光ディスクの媒体は、「CD-R」又は「DVD-R」。
- ②光ディスクに記録されるファイルは、MP3。
- ③光ディスクに記録されるファイルのサイズは5メガバイト以下。
- ④1つの光ディスクには、1出願分の1つのファイルのみ記録。
- ⑤ファイル名は、出願番号の数字を用いて「○○○○○○○○○○.MP3」と記載 (例えば、出願番号が商願2015-38469の場合は「201538469.MP3」)。
- ⑥光ディスクのラベル面に以下の1)~3)を記載。
  - 1)「商標法第5条第4項の物件」
  - 2)「事件の表示」
    - ・出願番号
  - 3)「出願人の氏名又は名称」

※音商標をオンライン手続で出願する場合には、商標登録願のみオンラインで提出し、オンライン手続をした日から3日以内に、商標登録を受けようとする商標を記録した光ディスクを添付した「手続補足書」を書面で提出する。

## 識別力① 動き商標

動き商標の識別力の判断



『構成要素(文字、図形等)がそもそも識別力を有しているか』

『点が動いて軌跡が残る場合に、その表された線からなる標章が識別力を有しているか』

文字や図形等の構成要素が識別力を有しない場合には、動き商標に識別力が認められることは極めて少ないのではないか

## 識別力② 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標の識別力の判断⇒基本的に、3条1項3号か6号で拒絶と考えられる  
『色彩のみからなる商標は、原則として、自他商品・役務の識別力を有しない。』  
(特許庁 新しいタイプの商標に関する審査の概要)

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_shouhyou/new\\_shouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/new_shouhyou.htm)

3条2項によっても登録が認められる「色彩のみからなる商標(特に、単色)」は少ないのではないかと予想される

- 1) 3条1項2号(慣用商標) 「赤色、白色の組み合わせ」(婚礼の執行) など
- 2) 3条1項3号(品質表示等) 「商品が通常有する色彩等のみからなる商標は、原則として本号の規定に該当」《審査基準》
- 3) 3条1項6号(その他識別力のないもの) 「3条1項3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当」《審査基準》

## 識別力② 色彩のみからなる商標(3条1項3号)

### 色彩のみからなる商標の3条1項3号該当性

《審査基準》「商品が通常有する色彩等のみからなる商標は、原則として本号の規定に該当」

『商品が通常有する色彩』とは、

- (イ) 自然発生的：商品「木炭」に黒色
- (ロ) 機能確保のために通常使用または不可欠：商品「自動車用タイヤ」に黒色
- (ハ) 商品の魅力の向上：商品「携帯電話」にシルバー 伝家の宝刀！？
- (ニ) 採用し得る色：商品「冷蔵庫」に黄色
- (ホ) 色模様・背景色：商品「コップ」に縦ストライプの黄色・緑色・赤色

商品や役務の提供で通常採用されていないような色彩でも、3条1項3号審査基準の「商品の魅力の向上」や「採用し得る色」に当てはめるか、それとも、3条1項6号に当てはめて、拒絶だと思われる。

## 識別力③ ホログラム商標

### ホログラム商標の識別力の判断 ⇒

『構成要素(文字、図形等)がそもそも識別力を有しているか』

『複数の表示面のそれぞれの文字・図形等に関連性がない場合には、それぞれの識別力が判断され、そのうち一つでも識別力を有しているか』

#### ＜審査基準＞

見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章との関連性等を総合して、商標全体として考察するものとする。

## 識別力④ 位置商標

位置商標の識別力の判断 ⇒

『構成要素(文字、図形等)及びそれが付される位置を総合勘案』

1. 構成要素に識別力があれば、位置商標としても識別力あり
2. 構成要素に識別力がない場合には、ほとんどの場合、商標全体としても本来的な識別力はないと考えられる。  
⇒ ほとんどの場合、3条2項の適用を受けて登録だろう

構成要素そのものに識別力がある場合、位置商標として権利取得するメリットは考えにくい。  
構成要素自体の識別力が微妙な時には、「位置商標」で権利取得するメリットがあると思われる。

## 識別力⑤ 音商標

音商標の識別力の判断

音商標を構成する『音の要素(音楽、自然音等)』と『言語的要素(歌詞等)』という2つの要素を総合的に考慮する。

『言語的要素(歌詞等)』がある場合、それがそもそも識別力を有しているか

『言語的な要素』にそもそも識別力があれば、音商標全体としても識別力あり

『音の要素』は必ずあるが、『言語的要素』はある場合とない場合がある。

<特許庁 新しいタイプの商標に関する審査の概要>

商品が通常発する音、単音、自然音を認識させる音、楽曲としてのみ認識される音等の要素からなる「音商標」については、原則として、自他商品・役務の識別力を有しない。  
[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_shouhyou/new\\_shouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/new_shouhyou.htm)

## 識別力⑤ 音商標

- 1) 3条1項1号(普通名称)・・・「言語的要素」のみが問題(普通名称を読み上げたにすぎないようなもの)  
同項4号(ありふれた)・・・「言語的要素」のみが問題(ありふれた氏等を読み上げたにすぎないようなもの)
- 2) 3条1項2号(慣用商標)・・・「音楽的要素」(石焼き芋の売り声)(夜鳴きそばのチャルメラの音)  
「言語的要素」(慣用商標を読み上げたにすぎないようなもの)  
同項5号(極めて簡単)・・・「音楽的要素」(単音やこれに準ずる極めて短い音)  
「言語的要素」(5号に該当する文字等を単に読み上げたにすぎないようなもの)
- 3) 3条1項3号(品質等表示)・・・1. 商品が通常発する音  
(イ) 商品から自然発生する音:商品「炭酸飲料」にシュワシュワ(はじける音)  
(ロ) 機能確保のために通常使用される又は不可欠な音:  
商品「スプレー式殺虫剤」にシューッ(スプレー音)  
商品「目覚まし時計」にアラーム音(メロディーであっても該当)
2. 役務の提供にあたり通常発する音  
(イ) 役務の性質上、自然発生する音:  
役務「焼肉の提供」にジュー(肉が焼ける音)  
(ロ) 役務の提供にあたり通常使用される又は不可欠な音:  
役務「ボクシングの興行」にカーン(ゴング音)

「機能確保」や「不可欠な音」には該当しないが、「魅力向上」や「印象づけるような」音は、6号に該当

## 識別力⑤ 音商標

- 4) 3条1項6号(前号までのほか、識別力のないもの)・・・
- (イ) 自然音を認識させる音:風の吹く音や雷の鳴る音、それに似せた人工音  
(ロ) 楽曲としてのみ認識される音:クラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等  
※CM等の広告におけるBGMなど
- (ハ) 商品の機能確保や役務の提供に通常使用されずまた不可欠でもないが、商品・役務の魅力等を向上させるにすぎない音:  
商品「子供靴」にキュッキュ(歩くたびに鳴る音)
- (ニ) 広告等において需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音:  
商品「焼肉のたれ」にコボコボ(ビールを注ぐ音)  
※テレビCMの最後に流れる『ポーン』という注意喚起音

自然音は本来的に識別力なし

少なくとも、①CM全体に流れるメロディー、②店舗で常時流れているメロディー、③CMでワンポイント的に流れるメロディーのうち、①と②は本号に該当するのではないか。

## 類否① 動き商標

### 動き商標の類否の判断

『構成要素(文字、図形等)が似ていれば、動きが異なっても、商標全体としては、類似の可能性が高い』

～動き商標の類否判断の視点～  
1. 文字図形等の構成要素そのもの  
2. 構成要素の移動の動き

< 審査基準 >  
原則として、動きそのものについて、独立して自他商品役務の識別標識としての機能を果たし得る部分(以下「要部」という)として抽出することはしない。

『動き商標の構成要素(図形)が、図形商標と同一又は類似の場合、動きいかんにかかわらず、両商標は類似と判断される可能性が高い』  
『動き商標の軌跡が線で表されることで文字を形成する場合、文字商標とは類似と判断される可能性が高い。』

## 類否② 色彩のみからなる商標

### 色彩のみからなる商標の類否の判断

⇒色の3要素(色相(色合い)、彩度(鮮やかさ)、明度(明るさ)および色彩を組み合わせた商標により構成される全体の外観を総合して、商標全体として考察

1)『単色の商標』と『複数を組み合わせた商標』:原則として、非類似



2)『複数を組み合わせた商標』同士:色彩の配置や割合等から判断

3)『単色の商標』と「文字商標」の類否について



単色同士の類否判断は、3要素を基準にして、ある程度感覚的な判断になるのでは?

観念の同一は無視されている。

## 類否③ ホログラム商標

### ホログラム商標の類否の判断

※ここでは、「見る角度によって異なる文字等が表示される」ホログラム商標に限定していますので、詳細は審査基準で確認してください。

⇒ 見る角度によって文字が異なるホログラム商標の複数表示面の標章が不可分的に結合しているか否か



#### ＜審査基準＞

見る角度により別の表示面が見える効果が施され、ホログラム商標が複数の表示面から構成されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断するものとする。この場合には、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章との関連性等を総合して、商標全体として考察する必要がある。

## 類否④ 位置商標

### 位置商標の類否の判断

1. 構成要素そのものに識別力がある場合：

①位置に関わらず、位置商標同士は、原則類似



②その構成要素（標章）と同一又は類似の文字商標または図形商標とは、原則類似



2. 構成要素そのものに識別力がない（単純な図形など）場合の位置商標同士の類否：総合考察



#### ＜審査基準＞

標章に自他商品役務の識別機能が認められない場合、商品に付される位置等によって需要者及び取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察しなければならない。

## 類否⑤ 音商標

音商標の類否の判断は、「音の要素(メロディーやリズム、テンポなど)」と「言語的要素(歌詞等)」の2つを総合して、商標全体として考察しなければならない。

第1ステップ:「音の要素」と「言語的要素」とを分離観察することが取引上不自然なほどに不可分に結合しているかどうか(大抵は分離観察できるのではないか)

第2ステップ:「音の要素」と「言語的要素」のそれぞれの識別力の強弱(所謂「要部」)の判断  
⇒ この場合、要部にならなかった要素は類否判断に影響を及ぼさない。

<審査基準の例>

(音商標A)

言語的要素:ジェーピーオー

音楽的要素:自他商品役務の識別機能が非常に弱い

≠

(音商標B)

言語的要素:エービーシー

音楽的要素:自他商品役務の識別機能が非常に弱い

<例えば・・・>

(音商標A)

言語的要素:マツモトキヨシ

音楽的要素:自他商品役務の識別機能が非常に弱い???

≠ ???

(音商標B)

言語的要素:クマガワテツヤ

音楽的要素:自他商品役務の識別機能が非常に弱い???

言語的要素のみが要部の場合は、基本的に、文字商標の類否判断と同様になるのでは?

## 類否⑤ 音商標

言語的要素が造語や著名な企業名など、極めて識別力が強く、それに比して、音楽的要素の識別力が低いと考えられる場合 ⇒ 言語的要素のみが要部認定される場合がある

音楽的要素が著名なメロディーなど、極めて識別力が強く、それに比して、言語的要素の識別力が低いと考えられる場合 ⇒ 音楽的要素のみが要部認定される場合がある

<例えば・・・>

言語的要素:タナカタロウ

音楽的要素:積水ハウス♪

音楽的要素のみからなる音商標間の類否判断について

⇒ 自他商品役務の識別機能を有する部分を要部として抽出し、音商標の類否を判断するにあたっては、少なくとも、メロディーが同一又は類似であることを必要とする。

メロディーが同一・類似であれば、リズム、テンポ、音色を加味して全体的に判断

メロディが非類似であれば、商標全体としても両者は非類似

<考えたいこと>

1. 「色彩のみからなる商標」は、原則として識別力は有しない。特に、単色の「色彩のみからなる商標」は、登録が極めて厳しいと予想される。
2. 「色彩のみからなる商標」については、①それが単なる装飾ではないのか、②需要者は色のみで商品・役務を区別できているのか？③どれくらいの期間にわたってその色を統一して使用しているか、などを検討して、「色彩のみからなる商標」(特に、単色)の登録の厳しさも考慮したうえで、出願するかのアドバイスを行う。
3. メロディーのみからなる「音商標」について、楽曲としてのみ認識される音などは登録できない。ただ、サウンドロゴのような創作音は、本来的な識別力を有する可能性があるため、音の要素を総合して全体として考察した結果、登録できる余地を十分に残している。
4. 「音商標」や「動き商標」を出願するか否かを検討する際に、文字商標や図形商標では不十分なのかを考慮し、アドバイスを行う。
5. 「ホログラム商標」の出願の是非について検討する。(表示される文字や図形を登録すれば足りるのではないか？クレジットカードのホログラムを登録することの危険性は？)
6. 「位置商標」の「位置」自体は標章の構成要素ではないので、審査は図形や文字を中心に行われる。「位置商標」を取得するメリットは何か？

ご清聴ありがとうございました

平成26年度

日本弁理士会東海支部意匠商標委員会